

## 第2次 館林市安全で安心なまちづくり推進計画

～ すべての市民が安全で安心して  
暮らすことのできる社会の実現をめざして ～

(平成28年度～平成37年度)

館 林 市

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
第2章	本市における犯罪や災害等の状況	3
1	犯罪の状況	3
2	交通事故の状況	3
3	災害の状況	4
第3章	目標及び基本方針	5
第4章	基本的施策	7
<b>I 市民一人ひとりの安全意識の高揚のための施策</b>		
1	安全意識を高める情報提供の推進	7
(1)	防犯情報の提供	
(2)	防災情報の提供	
(3)	熱中症予防情報の提供	
(4)	その他安全に関する情報の提供	
2	安全意識を高める支援活動の推進	8
(1)	安全意識の醸成	
(2)	交通安全運動の推進	
(3)	啓発イベントの推進	
(4)	自主的な活動の推進	
(5)	子どもたちへの安全教育の推進	
(6)	高齢者等の安全対策の推進	
<b>II 地域ぐるみの取り組みの推進のための施策</b>		
1	自主防犯活動の推進	11
(1)	防犯パトロールの推進	
(2)	青色回転灯を活用したパトロールの推進	
2	交通安全活動の推進	12

3	子どもの安全対策	・・・	12
4	青少年の安全対策	・・・	12
5	高齢者等の安全対策	・・・	13
6	自主防災組織の活動の推進	・・・	13
7	人材育成の推進	・・・	13
8	地域等の活動への参加の推進	・・・	14
<b>Ⅲ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のための施策</b>			
1	防犯対策の推進	・・・	15
	(1) 防犯灯設置の推進		
	(2) 防犯カメラ設置の推進		
	(3) 青色回転灯を活用した職員によるパトロールの推進		
2	交通安全対策の推進	・・・	16
3	防災対策の推進	・・・	16
	(1) 防災訓練の実施		
	(2) 情報伝達体制の整備		
	(3) 応急体制の充実		
	(4) 安全な住宅づくりの推進		
4	公共施設の安全対策の推進	・・・	17
5	空き家等対策の推進	・・・	18
6	暴力団排除の推進	・・・	18
7	相談体制の整備	・・・	18
8	総合的な推進体制の整備	・・・	19
<b>第5章 推進計画の実施にあたって</b>			
1	推進協議会の設置	・・・	20
2	市の推進体制	・・・	20
3	市民・事業者の協力体制	・・・	20
4	関係機関との連携の強化	・・・	20
5	計画の見直し	・・・	20
6	計画推進のイメージ	・・・	21
<b>資料編</b>			
	館林市安全で安心なまちづくりを推進する条例	・・・	22

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

近年の社会環境の急速な変化により、生活様式や価値観の多様化が進み、地域社会における市民の連帯意識の低下等をもたらしています。

このような状況の中、犯罪や事故の少ない、災害に強いまちづくりを推進するためには、市民、事業者及び市が連携・協働し一体となった活動を展開していく必要があります。

本市では、平成18年4月にこれらの活動を総合的に推進するため、市民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的とした「館林市安全で安心なまちづくりを推進する条例」を施行しました。

この条例に基づき、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「たてばやし安全安心プラン2015（館林市安全で安心なまちづくり推進計画）」を策定しました。

この計画に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの立場でさまざまな施策を展開した結果、市民一人ひとりの安全意識が高まり、また市民、事業者及び市の間で相互の連携も進んでいます。

しかしながら、市民の身近なところで、不審者による子どもや女性に対する声かけ等の事案や、高齢者等を狙った振り込め詐欺等の犯罪が発生していることから、さらなる治安の向上が求められています。

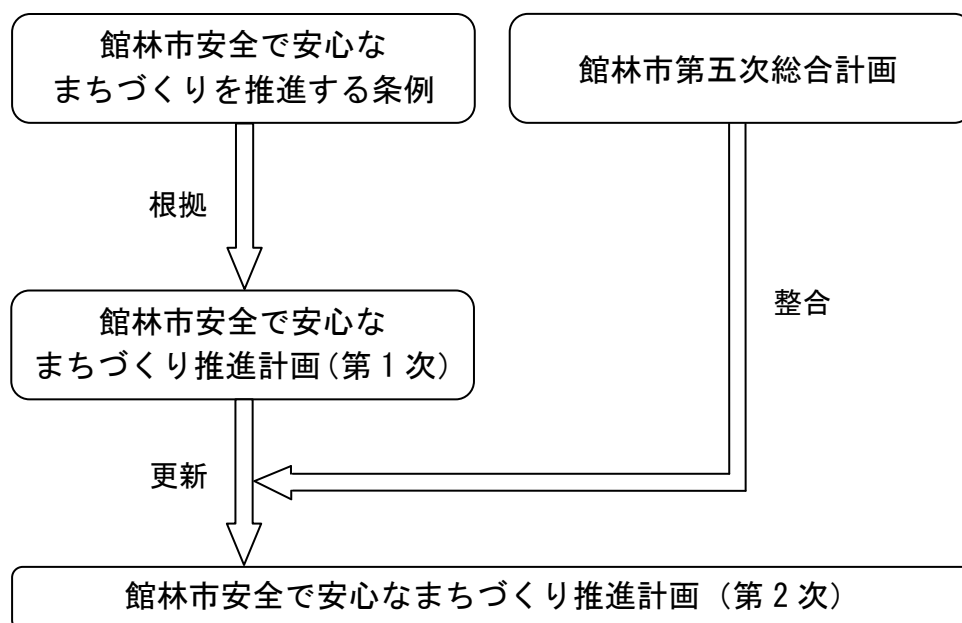
また、近年、全国各地で大規模な災害も発生していることから、市民生活の安全性を高める取り組みをさらに推進していく必要があります。

このような状況の中、現行計画が平成27年度で終了することから、現行計画に基づいて進めてきた取り組みや課題等を踏まえ、今日の犯罪情勢や社会環境の変化、頻発する災害からの教訓等により求められる新たな課題等への適切な対応を行い、安全で安心な暮らしができる社会への一層の推進を図るため、平成28年度を初年度とする「第2次館林市安全で安心なまちづくり推進計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

この計画は、市民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的として策定された「館林市安全で安心なまちづくりを推進する条例」に基づき、今後の本市の安全で安心なまちづくりの総合的な推進を図るため、基本的な取り組みの方向性を示すものです。

また、本市の基本構想、基本計画である「館林市第五次総合計画」で定めた「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」の実現を目指し、整合性を図るものです。



## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会環境の変化に応じて見直しをすることがあります。

## 第2章 本市における犯罪や災害等の状況

### 1 犯罪の状況

群馬県における刑法犯認知件数(注1)は、平成16年の42,643件をピークに11年連続で減少しており、平成27年は16,275件と過去12年間で最少となっています。認知した事件で最も多いのは、車上ねらい、自動車盗、自転車盗、自動販売機ねらい等の窃盗犯で、11,505件と70.7%を占めています。館林警察署管内においても、平成27年の認知件数が823件で、群馬県と同様に減少しています。

一方、近年、振り込め詐欺等の特殊詐欺(注2)の被害が全国で増加しており、群馬県においても、平成23年の統計開始から被害件数及び被害額ともに3年連続で増加しました。平成27年は被害件数194件、被害額は約6億7,300万円と平成26年の261件、約8億6,300万円に比べ減少しましたが、いずれも深刻な状況となっています。館林警察署管内においても被害件数及び被害額ともに増加傾向にあり、平成25年は8件、約2,700万円、平成26年は14件、約3,000万円、平成27年は17件、約5,000万円の被害が出ています。

このため、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は依然として高い傾向にあることから、被害防止に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

#### 注1 刑法犯認知件数

警察において犯罪の発生を認知した事件数のことをいいます。

#### 注2 特殊詐欺

面識のない不特定多数の者に対し、電話等により対面することなく被害者をだまして、架空・他人名義の口座へ振り込みを行わせる等の詐欺のことをいいます。

#### 特殊詐欺の種類

- ・振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺）
- ・振り込め詐欺以外の特殊詐欺（金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目、その他）

### 2 交通事故の状況

群馬県における交通人身事故発生件数は、平成16年の23,910件をピークに11年連続で減少しており、平成27年は15,229件と過去12年間で最少となっています。死者数は、68人で前年より1人増加となりましたが、負傷者数は、発生件数と

同様に減少しており、過去 12 年間で最少の 19,490 人となっています。

本市の交通人身事故発生件数及び死者数は、平成 25 年は 490 件、3 人、平成 26 年は 505 件、1 人でした。しかし、平成 27 年の交通人身事故発生件数は 424 件と減少したものの、7 人が死亡する深刻な状況となっています。

今後も、運転免許保有者数及び自動車保有台数の増加が見込まれる一方で、ドライバーの高齢化等による事故の増加が懸念されるため、交通情勢はますます厳しさを増していくものと思われ、さらなる対策を推進する必要があります。

### 3 災害の状況

本市では、平成 21 年 7 月 27 日 14 時頃に発生した突風により、市内南西部から北東部にかけて人的被害のほか住宅の損壊、自動車の横転等の大きな被害を受けました。この突風は、前橋地方気象台により竜巻と認められ、突風の強さは藤田スケール(注 3)による測定で F1 または F2 と推定されています。

また、平成 23 年 3 月 11 日の「東日本大震災」では、本市も震度 5 弱を記録し、死者 1 人の人的被害のほか、屋根瓦の損壊等、多くの被害が発生しました。さらには震災直後の電力不足や原子力発電所事故による放射能への対策を講じることとなり、市民生活は大きな影響を受けました。

平成 26 年 2 月には本市にも大雪が降り、スリップ事故や数多くのカーポートの損壊が発生しました。

平成 27 年 9 月には、「関東・東北豪雨」により、本市から数十キロメートルしか離れていない茨城県常総市で鬼怒川の決壊という大災害が起こりました。

幸い、本市ではこれまで災害による大きな被害は出ていません。しかし、局地的豪雨や竜巻、巨大地震、火山噴火等の災害は、いつでも、そしてどこでも起こりうることから、日頃からの備えが大変重要です。

また、地球温暖化等の影響から、増加が懸念される熱中症は、気象災害のひとつといえます。

全国有数の猛暑のまちである本市は、熱中症の被害を少なくするため、警戒を強化するとともに、市民の予防意識の向上に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

#### 注 3 藤田スケール

昭和 46 年にシカゴ大学の藤田哲也博士によって考案された、竜巻等によって発生した被害状況から風速を大まかに推定する方法。F0～6 までの 7 段階あり、被害が大きいかほど F の値が大きく、風速が大きかったことを示します。

## 第3章 目標及び基本方針

---

本市が、「水と緑と人が輝く共創都市」としてさらに発展していくためには、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進していかなければなりません。

そのためには、「自らの安全は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」といった連帯意識のもと、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じて連携・協働し、地域ぐるみで総合的な活動を推進することが必要です。

### 市民・事業者・市の役割

#### 市民の役割

市民は、常に安全に関する意識を高め、自らの安全の確保を図るとともに、互いに協力することが求められています。

また、自主自立と相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自ら防犯、事故防止及び防災に必要な措置を講じ、市が実施する施策に協働で取り組むことが求められています。

#### 事業者の役割

事業者は、その事業活動に関し安全を最重点とするとともに、その所有し又は管理する土地等その他の工作物を適正に管理するよう努め、その従業員に対して安全と安心に関する知識等を習得する機会を提供するよう努めることが求められています。

また、市が実施する施策に協働で取り組むことが求められています。

#### 市の役割

市は、安全で安心なまちを実現するための計画を策定し、市民や事業者と協働しながら、その事業実施の推進に努めます。

また、施策を推進する体制を整備するとともに、市民、事業者及び関係機関と密接な連携を図ります。



こうしたことを踏まえて、計画の推進にあたっては「館林市安全で安心なまちづくりを推進する条例」に基づき、目標及び基本方針を次のとおり掲げ、取り組みを推進します。

## 目 標

すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現

## 基 本 方 針

### I 市民一人ひとりの安全意識の高揚

安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けて、市民一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」という自覚と安全意識が持てるよう、意識の高揚を図ります。

### II 地域ぐるみの取り組みの推進

地域の安全を確保し、より良い環境づくりの実現に向けて「自らの地域は自ら守る」という連帯意識のもとに、お互いに助け合い、連携・協働する地域づくりを推進します。

### III 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて関係機関と密接な連携を図りながら、地域や公共施設等の安全対策を推進します。

また、災害に強いまちづくりを推進します。

## 第4章 基本的施策

---

基本方針に基づき施策の方向性を示し、それぞれの施策に取り組むことにより、安全で安心なまちづくりを推進します。

### I 市民一人ひとりの安全意識の高揚のための施策

安全で安心なまちづくりの原点は、「自らの安全は自ら守る」という意識を市民一人ひとりが持つことです。市は、市民の自覚と安全意識が一層高められるよう、情報提供や広報啓発活動を推進します。

#### 1 安全意識を高める情報提供の推進

市民が安全で安心なまちづくりへの知識を深め、犯罪、事故及び災害の被害にあわないよう、未然防止を図るため、関係機関と連携して迅速な情報収集を行い、さまざまな媒体を活用して発生状況等の情報を提供することにより、自ら安全対策ができるよう支援し、「自らの安全は自ら守る」という安全意識の高揚を図ります。

##### (1) 防犯情報の提供

犯罪の発生や、その未然防止を図る情報の、迅速かつ的確な提供に努めます。

また、不審者等の情報の適切な提供に努め、子どもや女性に対する犯罪を未然に防止する取り組みを推進します。

さらに、高齢者等を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の発生情報や、未然防止のための情報の適切な提供に努めます。

##### 【主な取り組み】

- ・「たてばやし安全安心メール」、市ホームページ等の広報媒体を活用した情報提供
- ・広報車等を活用した情報提供
- ・児童、生徒の保護者に対する「緊急メールシステム」を活用した情報提供

##### (2) 防災情報の提供

自然災害に関する情報や火災発生等の情報の迅速かつ的確な提供に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・「たてばやし安全安心メール」、市ホームページ等の広報媒体を活用した情報提供
- ・ 広報車等を活用した情報提供

#### (3) 熱中症予防情報の提供

夏季における猛暑日や真夏日等の熱中症被害を防ぐため、熱中症の発症が危惧される場合には、予防に関する安全情報の迅速かつ的確な提供に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・「たてばやし安全安心メール」、市ホームページ等の広報媒体を活用した情報提供
- ・ 広報車等を活用した情報提供

#### (4) その他安全に関する情報の提供

## 2 安全意識を高める支援活動の推進

市民の安全意識を高め、安全で安心なまちづくりへの理解が深まるよう、犯罪、事故及び災害の予防や社会モラルの向上等について、さまざまな媒体や機会を通じて周知し、市民一人ひとりの安全行動につながる知識や意識の向上を図ります。

#### (1) 安全意識の醸成

さまざまな媒体を活用して、年代に応じた効果的な広報啓発、情報提供等に努め、安全意識の向上のための取り組みを推進します。

#### 【主な取り組み】

- ・ 広報紙、市ホームページ、チラシ等を活用した広報啓発
- ・ 洪水ハザードマップの周知
- ・ 被害や事故の未然防止に向けた広報啓発

#### (2) 交通安全運動の推進

市民一人ひとりが交通ルールや交通マナーを守り、交通安全意識が高められるよう、広報啓発活動を推進するとともに、市民一体となった交通安全運動の展開に努めます。

**【主な取り組み】**

- ・「県民交通安全日（毎月1日）」における広報啓発活動の実施
- ・全国交通安全運動及び県民交通安全運動における広報啓発活動の実施

**(3) 啓発イベントの推進**

市、関係機関及び関係団体等が連携・協働したキャンペーン等を実施し、市民の安全意識の高揚を図ります。

**【主な取り組み】**

- ・街頭キャンペーンやイベント等を活用した広報啓発活動の実施
- ・「県民防犯の日（毎月16日）」や県民防犯運動における広報啓発活動の実施
- ・「館林市の防災を考える日（7月27日）」事業における講演会等の実施

**(4) 自主的な活動の推進**

出前講座や講習会、防災訓練等の開催を地域の団体等に促すとともに、安全意識の高揚に努めます。

また、地域等からの希望に応じ、防犯、交通安全及び防災等に関する知識が習得できるよう、関係機関と連携し、実態に即した効果的な取り組みに努めます。

**【主な取り組み】**

- ・各種出前講座の実施
- ・地域における防災訓練の実施

**(5) 子どもたちへの安全教育の推進**

子どもたちが安全に対する知識を身に付け、自ら安全な行動ができるよう、子どもの学年に応じた、効果的な各種の安全教育の実施に努めます。

また、社会生活の基本的なルールを身につけることができるよう、家庭における子どもたちの道德意識の向上に向けた取り組みを推進します。

**【主な取り組み】**

- ・学校における防犯、火災等を想定した各種の安全教室や訓練の実施
- ・学校における交通安全教室の実施
- ・学校における非行防止、薬物乱用防止等の各種の安全教室の実施

(6) 高齢者等の安全対策の推進

高齢者等が、悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の犯罪被害、事故及び災害の被害にあわないよう、さまざまな機会を通じて必要とされる知識や対処方法の普及、広報啓発活動を推進するとともに、高齢者等の安全行動の支援に努めます。

【主な取り組み】

- ・「たてばやし安全安心メール」、市ホームページ等の広報媒体を活用した情報提供
- ・広報車等を活用した情報提供
- ・高齢者教室等における各種出前講座の実施

## Ⅱ 地域ぐるみの取り組みの推進のための施策

安全で安心なまちづくりに対する自主的な活動は、現在多くの地域で市民等を主体に進められています。

地域の安全を確保し、よりよい環境をつくるには、「自らの地域は自ら守る」という連携意識のもとに、お互いに守り助け合う、連携・協働した地域づくりが必要です。

地域の課題を共有し、それぞれの役割を相互に補完しつつ取り組むことが、地域の連帯感と安全意識を強固なものにし、安全で安心なまちづくりへの推進力となります。

このため、市では地域の実情に応じた地域の各種団体の自主的かつ持続的な防犯、交通安全及び防災等の活動を積極的に推進します。また、地域の各種団体の活動に多くの市民が積極的に参加できるよう、活動の意義や取り組み内容等を広報し、活動の活性化に努めるとともに、各種団体の連携・協働の支援に努めます。

### 1 自主防犯活動の推進

地域が連携・協働する自主的な防犯活動に対して、効果的な活動を行うために必要な支援をするとともに、活動の状況を広く周知し、参加者の拡大を図ることを推進します。

#### (1) 防犯パトロールの推進

地域の各種団体による自主的な防犯パトロールが活発かつ継続的に行われるよう、支援や情報提供に努めます。

また、効果的な防犯パトロールが行われるよう、地域各種団体の連携の支援に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・ 自主防犯活動団体等による防犯パトロール
- ・ 自主防犯活動団体等への活動支援

#### (2) 青色回転灯を活用したパトロールの推進

犯罪の抑止と地域の安全を確保するため、自主防犯活動団体等が行う青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを推進します。

また、青色回転灯装着車両の拡充が図れるよう支援に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・ 青色防犯パトロール実施者講習会の実施

## 2 交通安全活動の推進

地域の交通関係団体による交通モラルの向上と交通事故防止を図る活動が活発かつ継続的に行われるよう、支援や情報提供に努めます。

また、効果的な交通安全活動が行われるよう、地域各種団体の連携の支援に努めます。

### 【主な取り組み】

- ・交通指導員による街頭指導
- ・交通関係団体による街頭指導

## 3 子どもの安全対策

次世代を担う子どもたちを地域ぐるみで守り育てるとともに、事件、事故の未然防止を図るため、地域が協力して子どもに規範を示し、健全育成に努めます。

また、地域における子どもを取り巻く環境の整備と安全対策を推進します。

### 【主な取り組み】

- ・児童、生徒の登下校時における交通指導及び見守り活動
- ・通学路の安全点検の実施
- ・「子ども安全協力の家」の拡充

## 4 青少年の安全対策

青少年の非行、問題行動等の未然防止と、青少年が犯罪や事故等の被害にあわないよう、地域ぐるみで青少年の健全育成を図るため、関係機関等と連携した指導活動及び青少年育成環境の浄化活動を推進します。

### 【主な取り組み】

- ・「子ども安全協力の家」の拡充
- ・青少年補導員、青少年育成推進員による補導防犯パトロール
- ・安全にインターネット等を利用するための広報啓発

## 5 高齢者等の安全対策

高齢者等を地域ぐるみで見守ることができるよう、また、地域において情報の共有等を図り高齢者等の相談に応じられるよう、関係機関、関係団体等の連携による訪問活動等により、高齢者等の事件、事故等の未然防止と不安の解消に努めます。

また、災害時においては、被災防止のため、避難等への配慮に努めます。

### 【主な取り組み】

- ・ 民生委員児童委員による訪問活動の推進
- ・ 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）による訪問活動の推進
- ・ 自主防災組織等による避難支援活動の推進

## 6 自主防災組織の活動の推進

災害による被害の予防や軽減を図るとともに、市民が自助、共助の認識を深めるよう、地域における自主防災組織の活動を推進し、地域ぐるみの防災力の向上に努めます。

また、自主防災組織による防災訓練等の自主的な活動が、活発かつ継続的に行われるよう、支援や情報提供に努めます。

### 【主な取り組み】

- ・ 自主防災組織設立の推進
- ・ 自主防災組織の活動支援

## 7 人材育成の推進

安全で安心なまちづくりを推進し、地域の自主的な活動の活性化と取り組みの継続を図るため、その原動力となり活動を支えていく人材が育成できるよう、関係機関等と協力するとともに支援に努めます。

### 【主な取り組み】

- ・ 青色防犯パトロール実施者講習会の実施
- ・ 交通指導員の育成推進
- ・ 防災士の育成推進
- ・ 消防団員の育成推進
- ・ 各種指導者等の育成推進



## 8 地域等の活動への参加の推進

安全で安心なまちづくりを推進するために、さまざまな活動を行っている団体の活動状況を紹介することで、地域における市民の社会活動参加の促進に努めます。

### Ⅲ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進のための施策

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民や地域ぐるみの防犯活動等の取り組みに加え、施設整備等のハード面や施設の管理運営等のソフト面で、犯罪や事故を起こさない環境づくりに取り組むことも必要です。

このため、市では建物、道路及び公園等の公共施設の整備や改善等の安全対策を総合的に推進します。また、災害時における被害を最小限に抑え、災害に強いまちづくりの実現に向けた備えを推進します。

#### 1 防犯対策の推進

安全で安心な環境づくりに向けて、効果的な防犯対策を推進します。

##### (1) 防犯灯設置の推進

暗がり等、犯罪や事故等を誘発する要因等を排除し、夜間における安全性を高めるため、行政区と連携した防犯灯の設置を推進します。

また、環境への配慮と維持管理の負担を軽減するため、LED化の促進に努めます。

##### 【主な取り組み】

- ・ 防犯灯設置の推進
- ・ 防犯灯維持管理等への支援

##### (2) 防犯カメラ設置の推進

犯罪の未然防止や抑止のため、多くの人々が利用する公共施設においては、防犯上必要な箇所への防犯カメラの設置を推進します。

また、運用にあたっては、人権に配慮した適切な運用が図られるよう努めます。

##### 【主な取り組み】

- ・ 公共施設への防犯カメラ設置の推進

##### (3) 青色回転灯を活用した職員によるパトロールの推進

犯罪の抑止力を高めるための、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを推進します。

また、児童、生徒の登下校時においては、児童、生徒の安全確保に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・ 職員による防犯パトロールの実施
- ・ 青色防犯パトロール実施者講習会の実施
- ・ 青色回転灯装着車両の拡充

## 2 交通安全対策の推進

交通事故の少ない、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、関係機関及び関係団体等と連携を図りながら交通環境の整備を推進します。

#### 【主な取り組み】

- ・ 交通安全施設の整備
- ・ 交通パトロールの実施
- ・ 放置自転車対策の推進

## 3 防災対策の推進

災害時における被害を最小限に抑えるため、地域防災計画に基づき、初動体制や情報伝達体制を強化するとともに、防災用品の備蓄や、公共施設の地域防災拠点としての整備に努め、総合的な防災、減災対策を推進します。

また、災害に強い住宅づくりを推進します。

### (1) 防災訓練の実施

地域、関係機関及び市が連携した総合的な防災訓練を定期的実施し、地域、関係機関及び市との協働の意識を高めるとともに、災害時における対応力の向上を図ります。

#### 【主な取り組み】

- ・ 市総合防災訓練の実施
- ・ 避難訓練等の各種訓練の実施

### (2) 情報伝達体制の整備

災害時における被害を最小限に抑えるため、関係機関と密接な連携を図って情報収集を行い、さまざまな媒体を活用して避難情報等の迅速かつ的確な提供に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・「たてばやし安全安心メール」、市ホームページ等の広報媒体を活用した情報提供
- ・広報車等を活用した情報提供
- ・テレビ、ラジオ等のメディアを活用した情報提供
- ・「たてばやし安全安心メール」への登録推進

#### (3) 応急体制の充実

地域防災計画に基づき災害への対応を盤石なものとするため、防災用品の備蓄に努めるとともに、防災協定によるライフラインの確保や生活用品等の供給体制の充実を図り、災害発生後の市民生活に対応できる体制の充実を図ります。

また、救急救命及び消防体制づくりに努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・防災協定の充実
- ・防災用品の備蓄の推進
- ・救急救命体制の整備
- ・消防体制の整備

#### (4) 安全な住宅づくりの推進

地震時における建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、災害に強いまちづくりを推進するため、地震災害に強い住宅づくりを推進します。

#### 【主な取り組み】

- ・木造住宅耐震診断の推進
- ・木造住宅耐震改修の推進

### 4 公共施設の安全対策の推進

建物、道路及び公園等の市民生活に密接な関わりがある公共施設の整備や管理運営にあたっては、防犯や交通安全等に配慮するとともに、関係機関と連携して市民が安心して利用できる環境づくりを推進します。

また、子どもや高齢者等への配慮に取り組むとともに、定期的に安全点検を行い、危険箇所の早期発見と安全性の向上に努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・ 公共施設の適正管理
- ・ 公共施設の耐震化の推進
- ・ 通学路の安全点検の実施
- ・ 道路、河川パトロールの実施
- ・ 危険箇所等の把握及び改善に向けた取り組みの推進

### 5 空き家等対策の推進

適切な管理がされず放置された空き家や空き地は、景観上の問題だけでなく、防犯面や防災面の問題も懸念されます。

このため、安全で安心な環境づくりのため、所有者等が自らの安全対策として自主的な管理を実施するよう促していきます。

#### 【主な取り組み】

- ・ 空き家等の発生予防のための広報啓発
- ・ 空き家等適正管理のための対策

### 6 暴力団排除の推進

市民が安全で安心して暮らせる社会を確保するため、「館林市暴力団排除条例」に基づき、社会全体で暴力団の排除を推進します。

### 7 相談体制の整備

被害や事故を未然に防止し、市民や地域ぐるみの自主的な活動が広く展開されるよう、相談しやすい体制づくりに努め、地域活動の支援を推進します。

また、市民等からのさまざまな相談に対しては、関係機関との連携を図り、必要な支援を提供できるよう努めます。

#### 【主な取り組み】

- ・ 犯罪被害者等相談支援の充実
- ・ 女性、子ども及び高齢者等相談支援の充実
- ・ 消費者相談支援の充実

## 8 総合的な推進体制の整備

安全で安心なまちづくりを推進する取り組みを、地域社会全体の取り組みとして発展させていくため、市民等の意識と理解の向上が図れるよう努めます。また、自主的な活動をしている各種団体が連携・協働し、市民等の幅広い参加により活動することができるよう、体制整備に努めます。

さらには、各種団体、事業者及び市等が情報をお互いに共有できるよう努めます。

## 第5章 推進計画の実施にあたって

---

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協働することが必要です。

そのため、関係機関及び関係団体との連携を強化し、効果的な施策を推進するための体制整備を図ります。

### 1 推進協議会の設置

この計画を実施するにあたっては、関係機関や関係団体からなる「館林市安全で安心なまちづくり推進協議会」を設置し、幅広い意見を取り入れながら総合的な活動の推進に努めます。

### 2 市の推進体制

安全で安心なまちづくりの総合的な施策を推進するため、関係部局がそれぞれの役割を認識し、施策の展開を行うとともに、地域の実情に応じた活動が行われるよう、市民等への支援を通じて、連携・協働していきます。

また、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を行う関係部局が連携し、各施策等を円滑に実施できるよう、庁内連携体制を強化し、実効的な推進を図ります。

### 3 市民・事業者の協力体制

市民及び事業者は、安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるとともに、市が推進する施策へ協働で取り組むことに努めます。

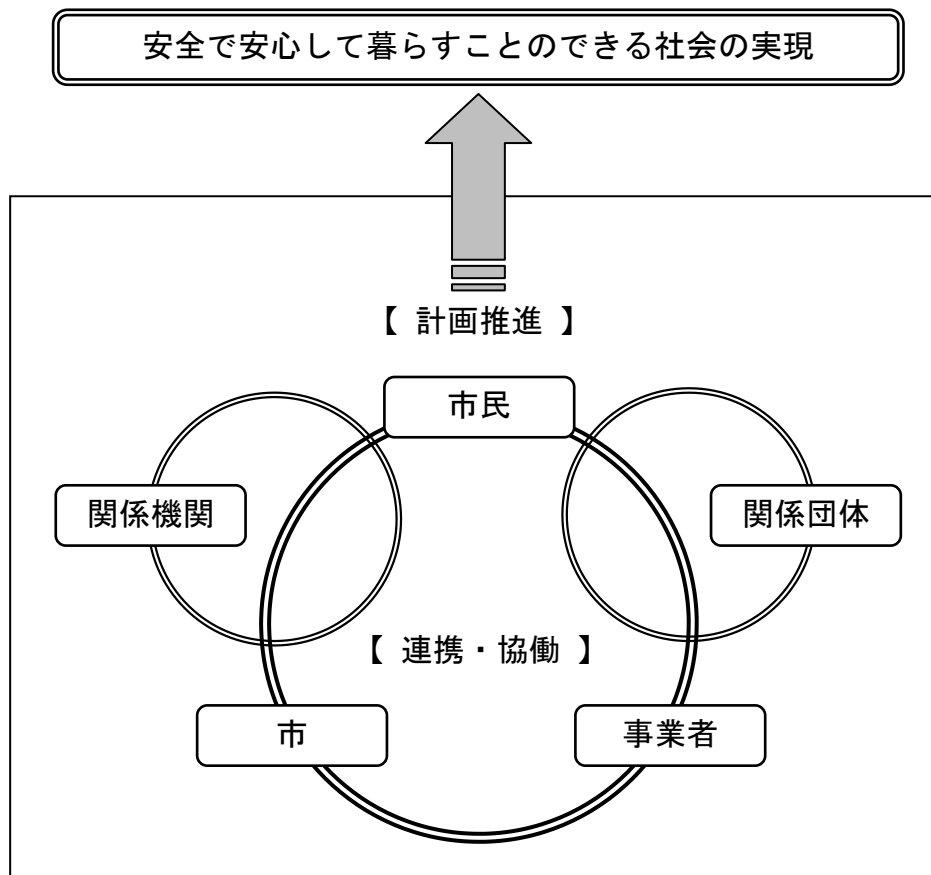
### 4 関係機関との連携の強化

この計画の実施にあたっては、関係機関や地域との連携をさらに深め、市内全域が一体となった活動の推進を図ります。

### 5 計画の見直し

この計画については、今後の社会環境の変化に応じて適宜見直すこととし、より効果的な施策を展開していきます。

## 6 計画推進のイメージ





## 資料編

---

### 館林市安全で安心なまちづくりを推進する条例（平成17年館林市条例第22号）

#### （目的）

第1条 この条例は、安全で安心なまちづくりについて、基本理念、責務及び施策の基本的な事項等を定め、犯罪や事故の起こりにくい災害に強いまちづくりを推進し、市民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 法令に違反して、市民の生命、身体及び財産を脅かす行為をいう。
- (2) 防犯 犯罪の発生を未然に防止する活動をいう。
- (3) 事故 交通、爆発、水難等の事故をいう。
- (4) 事故防止 事故を未然に防止し、事故が発生した場合における被害の拡大を防ぐ活動をいう。
- (5) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他自然災害及び大規模な火災等により生じる被害をいう。
- (6) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (7) 市民 市内に居住、通勤、通学及び市内に滞在する者をいう（これらのもので組織する団体を含む。）。
- (8) 事業者 市内で事業を営むもの及び市内に所在する土地若しくは建物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理するものをいう。
- (9) 関係機関 市の区域を管轄する警察署、消防署及び国、県等の行政機関並びに医療機関をいう。

#### （基本理念）

第3条 市民、事業者及び市（以下「市民等」という。）は、犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）から自らの地域は自ら守るという連帯意識のもとに、密接な連携を図りながらそれぞれの役割を担い、協働して安全で安心なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民等は、地域の安全と安心を確保するうえで、自主自立と相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むよう努めなければならない。

- 3 市民等は、犯罪等から得た教訓並びにこれらに基づく経験及び知識を、日常生活の中に活かし、犯罪等が発生したとき又は発生するおそれがあるとき（以下「非常時」という。）に備えるとともに、後の世代にこれらの経験、知識等を継承していくように努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に安全に関する意識を高め、自らの安全の確保を図るとともに、互いに協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、自主自立と相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自ら防犯、事故防止及び防災（以下「防犯等」という。）に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、安全を最重点とするとともに、その所有し、又は管理する土地等その他の工作物を適正に管理するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その従業員に対し、安全と安心に関する知識等を習得する機会を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、安全で安心なまちを実現するための計画を策定し、その事業実施の推進に努めなければならない。

- 2 市は、施策を推進する体制を整備しなければならない。
- 3 市は、市民、事業者及び関係機関と密接な連携を図らなければならない。

（非常時における基本的役割）

第7条 市民は、非常時においては、相互に協働し積極的に活動するとともに、市が講ずる措置が効果的に行われるよう協力しなければならない。

- 2 事業者は、非常時においては、その従業員や施設の安全の確保に努めるとともに、その機能及び能力を活用して、積極的に市民の安全に貢献しなければならない。
- 3 市は、非常時においては、関係機関とともに、市民及び事業者の協力を得て、必要な措置を講じなければならない。

（要援護者の安全確保）

第8条 市民等は、関係機関と連携し、児童、生徒、高齢者及び障害者等が犯罪等に遭わないよう、防犯等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な地域づくりの推進)

第9条 市民及び事業者は、生活安全活動に自主的かつ積極的に取り組むことにより、自主自立と相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会を育むよう努めるものとする。

2 市は、自主防災組織の整備や自主防犯活動の推進に努めるものとする。

(安全で安心な施設等の整備)

第10条 市民等は、建築物、工作物、道路、河川、公園その他の施設等を犯罪等の防止に配慮した構造、設備等とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第2次館林市安全で安心なまちづくり推進計画  
平成29年2月発行

発行 館林市

編集 館林市総務部安全安心課

〒374-8501 館林市城町1番1号

電話：0276-72-4111（代表）

館林市ホームページ：<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>